

○経済産業省令第百八号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第二条第二項及び第三条の規定に基づき、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月二十二日

経済産業大臣 甘利 明

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「設置する」を「設置される」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 特定ガス消費機器に該当する燃焼器に接続される排気筒又は当該排気筒に接続される排気扇（以下「排気筒等」という。）の変更の工事であつて、当該排気筒等の材料、位置、形状又は能力の変更を伴わないもの（密閉式の特定ガス消費機器の給排気部に係るもの及び前号に掲げるものを除く。）

第二条に次の一号を加える。

三 特定ガス消費機器に該当する燃焼器の変更の工事であつて、ガスの消費量の増加、位置の変更又は告示で定める安全装置の機能の変更を伴わないもの（密閉式の特定ガス消費機器の給排気部に係るもの及び第一号に掲げるものを除く。）

第三条第一号中「並びに排気筒等の形状及び能力」を「排気筒等の形状及び能力並びに安全装置の機能を喪失させてはならないこと」に改める。

附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。